

平成 26 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

刑事訴訟法

以下の設間に答えよ。

設問 1 最判平成 24 年 9 月 7 日刑集 66 卷 9 号 907 号は、「前科も一つの事実であり、前科証拠は、一般的には犯罪事実について、様々な面で証拠としての価値（自然的関連性）を有している。反面、前科、特に同種前科については、被告人の犯罪性向といった実証的根拠の乏しい人格評価につながりやすく、そのために事実認定を誤らせるおそれがあり、また、これを回避し、同種前科の証明力を合理的な推論の範囲に限定するため、当事者が前科の内容に立ち入った攻撃防御を行う必要が生じるなど、その取調べに付随して争点が拡散するおそれもある。したがって、前科証拠は、単に証拠としての価値があるかどうか、言い換えれば自然的関連性があるかどうかのみによって証拠能力の有無が決せられるものではなく、前科証拠によって証明しようとする事実について、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときに初めて証拠とすることが許されると解するべきである。」と述べている。

本判決は、前科証拠は様々な面で証拠としての価値（自然的関連性）を有していると述べている。本判決の述べる前科証拠の自然的関連性について、まず実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがある場合とはどのような場合をさすか具体的に述べた上で、どのようなおそれがないと認められる場合の諸類型（例外類型）とその理由を説明せよ。なお、実質証拠としての使用だけでなく、補助証拠として使用する場合も考えること。（50%）

設問 2 現在、法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会において、取調べへの過度の依存を改めて適正な手続の下で供述証拠及び客観的証拠をより広範囲に収集することができるようにするため、証拠収集手段を適正化・多様化を図るための方策が検討されている。「取調べへの過度の依存」とは、日本の刑事訴訟のどのような事態を指しているか、そうした事態が生じている原因はどこにあると思うか、取調べへの過度の依存を改めるための具体的方策としてどのようなものが考えられ、その中でもとりわけどの方策が優先的に実現されるべきと考えるかにつき、説明せよ。（50%）